

## 企画競争実施の公示

平成 30 年 7 月 3 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役 副理事長 小島 滋

平成 30 年度から平成 34 年度を対象期間とする会計監査人候補者を選考するため、次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 件名

- (1) 業 務 名 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計監査人業務
- (2) 業務内容 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 39 条による財務諸表等の監査
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 30 事業年度財務諸表について国土交通大臣が承認する日
- (4) 会計監査人としての任期

本公募の結果に基づき、国土交通大臣(以下「大臣」という。)の選任を受けた会計監査人は、原則として、平成 31 年度から平成 34 年度についても会計監査人候補者とする。ただし、会計監査人は毎年度大臣が選任するため、契約は単年度契約とし、平成 31 年度から平成 34 年度の契約は継続されないことがある。

### 2. 業務目的

独立行政法人通則法並びに独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の平成 30 年度から平成 34 年度の財務諸表等が、独立行政法人の財務状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることについて担保することを目的とする。

### 3. 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成 15 年 10 月機構規程第 78 号)第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
  - ② 当機構本社における平成 28・29・30 年度物品購入等競争参加資格において、「4 役務提供等」のうち「⑫その他」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること。  
なお、平成 28・29・30 年度の全省庁統一資格において「役務の提供等」(等級及び地域は問わない)の資格を有する者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。
  - ③ 当機構本社又は国の各機関から指名停止を受けている期間中でないこと。
  - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 独立行政法人通則法第 41 条に規定する資格を有する者であること。

### 4. 手続等

#### (1) 担当部署

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町 6-50-1(横浜アイランドタワー)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部会計課

電話 045-222-9049 FAX 045-222-9047 メール kaikai.hns@jrtt.go.jp

## (2) 企画提案書作成要領の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間:平成 30 年 7 月 3 日から平成 30 年 8 月 15 日までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日。以下同じ。)を除く 10 時から 15 時まで(12 時から 13 時を除く)
- ② 交付場所:上記(1)に同じ。
- ③ 方 法:予め上記(1)の担当者まで事前連絡を行うこと。

## (3) 企画提案書の提出期限、場所、方法及び提出部数

- ① 提出期限:平成 30 年 8 月 16 日(木)12 時まで
- ② 提出場所:上記(1)に同じ
- ③ 提出方法:持参(休日を除く。予め上記(1)の担当者まで事前連絡を行うこと。)又は郵送(書留郵便に限る。期限までに必着のこと。)すること。なお、提出の際は、企画提案参加申込書を添付すること。また、全省庁統一資格により企画提案書を提出する場合は、「資格審査結果通知書」の写しを添付すること。
- ④ 提出部数 3 部(A4 版縦型)。※正本 1 部(袋とじ、押印すること。)副本 2 部(袋とじ、押印はせず、クリップ等で留めること。1 部については会社名が特定できる部分を黒塗り(マスキング)すること。)

## 5. 機構の財務等に関する説明会の実施

- (1) 機構の業務及び財務について、説明会を実施する。
- (2) 説明会の実施日時及び実施場所
  - ① 実 施 日:平成 30 年 8 月 2 日(木)
  - ② 実施場所:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 22F 入札室
- (3) 説明会への参加を希望する者は、平成 30 年 7 月 30 日(月)15:00 までに 4. (1) の担当者まで連絡すること。なお、説明会の開始時間については、別途通知する。

## 6. 選考の手順

- (1) 機構は提出された企画提案書について、機構内に設置した企画競争委員会において、機構が制定した会計監査人候補者選考基準に基づき審査を行い、会計監査人の候補者の順位を決定する。
- (2) 機構は上記(1)に基づき、大臣に対し候補者名簿を提出する。
- (3) 国土交通省内での選任手続きを経て、機構は大臣から候補者の選任通知を受領する。

## 7. ヒアリングの実施

- (1) 機構は、監査法人等から提出された企画提案書についてのヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングの実施日時及び実施場所
  - ① 実 施 日:平成 30 年 8 月 21 日(火)
  - ② 実施場所:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 22F 入札室
  - ③ 出 席 者:企画提案書の記載内容を詳細に説明できる者(1~2 名程度)  
なお、ヒアリングの開始時間については、別途通知する。

## 8. 会計監査人の選任の通知等

- (1) 機構は会計監査人に選任又は選任されなかった者に対して、その旨とその理由を書面により通知する。
- (2) 選任されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、書面(書式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等配達記録の残るものに限る。)することにより、選任されなかった理由について説明を求めることが出来る。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)

以内に書面により行う。

## 9. 平成 31 年度以降の契約

平成 30 年度の会計監査人に選任された者は、財務諸表等の監査終了後、平成 31 年度の監査計画書及び監査費用見積書、公認会計士法に基づく処分の有無、通則法第 41 条第 3 項に該当しないことの証明を改めて提出することとし、当機構でその内容を確認して適切であると認められた場合に限り、引き続き大臣の選任を求めることとする。平成 32 年度から平成 34 年度についても同様とする。

なお、監査費用見積書については、企画提案書の当該年度の見積費用を原則とするが、独立行政法人会計基準の改訂等に伴う監査計画の大幅な見直しにより見積費用に変更が生じる場合には、当機構と協議のうえ決定する。この場合、当該年度の監査計画書に詳細な理由を明記することとする。

## 10. その他

### (1) 企画提案書の作成等に係るその他事項

- ① 本件の入札に参加する者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。契約申込心得は当機構ホームページの「調達情報/契約関係規程等」に掲載している。また、4.(1)の箇所でも閲覧可能。
- ② 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ③ 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- ⑥ 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った者に対し指名停止を行うことがある。
- ⑦ 会計監査人に選任された者は、契約関係規程に基づく契約手続きの完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。
- ⑧ 契約手続きを行うにあたっては、監査契約書の作成を要する。
- ⑨ 当該業務に係る概算予算額は、44 百万円(税抜き)(平成 30 年度)である。
- ⑩ 支払い条件 3 月及び 7 月にそれぞれ 2 分の 1 を支払うこととする。
- ⑪ 機構の概要及び財務諸表等については、機構のホームページ(<http://www.jrnt.go.jp>)を参照すること。

(2) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

### (3) 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量(工事(設計等の役務を含む。)の名称、場所、期間及び種別)、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- イ 当機構との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内)